

意見書

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年4月20日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年5月16日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 特定無線局の無線設備の規格からインマルサット携帯移動地球局のインマルサットA型の無線設備の技術基準を削ること。（第15条の3関係）
- 二 義務船舶局の無線設備に備えなければならない中短波帯及び短波帯の無線設備の機器等に代えて備えることができるインマルサット船舶地球局の無線設備からインマルサットA型の無線設備を削ること。（第28条関係）
- 三 義務船舶局のある船舶に開設する船舶地球局の無線設備からインマルサット船舶地球局のインマルサットA型の無線設備を削ること。（第28条の2関係）
- 四 義務船舶局が予備設備として備えなければならない超短波帯の無線設備の機器等に代えて備えることができる無線設備の機器からインマルサット船舶地球局のインマルサットA型の無線設備の機器を削ること。（第28条の5関係）
- 五 船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者による操作が必要な義務船舶局等の無線設備からインマルサット船舶地球局のインマルサットA型の無線設備を削ること。（第32条の10関係）
- 六 インマルサット船舶地球局の無線設備を使用して行う遭難通信等の方法からインマルサットA型を使用するものを削ること。（別図第2号及び別図第8号関係）
- 七 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

平成20年1月1日から施行すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 インマルサット船舶地球局の無線設備の条件からインマルサットA型の無線設備の条件を削ること。(第40条の4、別表第1号、別表第2号、別表第3号、別図第1号及び別図第4号の9関係)
- 二 インマルサット携帯移動地球局の無線設備の条件からインマルサットA型の無線設備の条件を削ること。(第49条の24、別表第1号、別表第2号、別表第3号、別図第1号及び別図第4号の9関係)
- 三 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

平成20年1月1日から施行すること。ただし、別表第1号の6の項の改正規定は、公布の日から施行すること。

(3) 周波数割当計画の一部変更案

ア 変更内容

インマルサットA型が使用する電波の周波数に使用期限を設定すること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

インマルサットAを使用した移動衛星通信サービスは、昭和57年から開始され、アナログ方式による電話、テレックス、FAX及びデータ通信サービスが提供されている。

インマルサットAは、その後サービスが開始されたデジタル方式のインマルサットB及びCと同じく、使用する無線設備がGMDSS(海上における遭難及び安全に関する世界的制度)の対象設備の一つとなっているが、近年、インマルサットB及びCの普及が順調に進んでいることや、より高速の通信サービス及び周波数の有効利用にも対応する観点から、平成15年5月に開催された国際海事機関第77回海上安全委員会において、平成19年12月31日をもってインマルサットAのサービスを廃止することが承認された。

このことから、インマルサットAのサービス廃止に伴う関連規定の整備を行うものであり、改正の主な内容は以下の3点である。

- ① インマルサット船舶地球局のうちインマルサットAの無線設備について、GMDSS対象設備、無線設備の操作、遭難通信等の方法の規定から削除する。
- ② インマルサット船舶地球局及び携帯移動地球局のうちインマルサットAの無線設備の技術基準を削除する。
- ③ インマルサット携帯移動地球局のうちインマルサットAの無線設備の技術基準について、特定無線局の対象とする無線設備の規格から削除する。

これらのインマルサットAの廃止関係の省令の施行は、いずれも平成20年1月1日から考えている。

また、周波数割当計画については、インマルサットシステムが使用する1.6GHz帯の各システムについて送信及び受信周波数の範囲を別表で記載しているところである。

今回の周波数割当計画の一部変更は、インマルサットAに係る周波数の使用条件を規定する別表において、平成19年12月31日までとする周波数の使用期限を設定するものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
水洋会	賛 成	
社団法人全国船舶無線工事協会	賛 成	

第3 理由

本件は、インマルサットAのサービス廃止に伴い、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正し、あわせて周波数割当計画の一部を変更するものである。

インマルサットAは、昭和57年からサービスが開始され、アナログ方式による電話、テレックス、FAX、データ伝送を提供してきており、GMDSSの対象設備の一つともなっている。近年、GMDSS対象設備であるデジタル方式のインマルサットB及びCの普及が順調に進むとともに、より高速のサービスや周波数有効利用にも対応する観点から、平成15年5月の国際海事機関海上安全委員会において、平成19年12月31日をもってインマルサットAを廃止することが承認された。

今回の改正は、このような状況を踏まえ、関連規定の削除等を行うものであり、改正の必要性は認められる。

1 電波法施行規則及び無線設備規則

電波法施行規則の改正案では、インマルサットAの無線設備について、GMDSS対象設備、無線設備の操作、遭難通信等の方法の規定から削除するとともに、インマルサットAの無線設備の技術基準を特定無線局の無線設備の規格から削除している。

無線設備規則の改正案では、インマルサットAの無線設備の技術基準を削除している。

これらは、インマルサットAのサービス廃止に伴うものであり、改正内容は適当と認められる。

2 周波数割当計画

周波数割当計画の変更案では、インマルサットAが使用する周波数に使用期限を設定しているが、これはインマルサットAのサービス廃止に伴う変更を行うものであり、適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。